

足利市教育大綱

(平成 28 年度～平成 33 年度)

足利市は平成 27 年度の足利市総合教育会議において、第 7 次足利市総合計画の目標や施策の根本となる方針の部分が、本市の教育における「大綱」に該当すると位置付けられることから、第 7 次足利市総合計画をもって本市の教育大綱に代えるものとなりました。この総合計画において主に教育に関わる部分は次のとおりです。

【 教育・文化 】

< 施策の方向性 >

市民一人ひとりが、生涯を通じて教養と豊かな心を育みながら、文化の薫り高いまちをつくりま

○教育・文化の推進は、豊かな心を育む、まちづくり・ひとづくりの根幹です。

日本最古の学校「足利学校」は足利市にける教育・文化のシンボルであり、その自学自習の精神は、市民に広く根付いています。

市民一人ひとりが、それぞれの年齢やライフスタイルに応じて、生涯にわたって学び、文化、スポーツ、国際交流などを楽しめる生涯学習社会の実現を目指し、市民参加でつくり上げた「足利市の教育目標」の具現化を進めます。

このため、社会教育においては、市民一人ひとりが生きがいや心の豊かさを実感でき、自己実現の喜びが地域社会に還元されるような環境を整えます。

また、教育の原点である家庭教育においては、講座や相談をはじめとした幅広い支援を行います。

学校教育においては、子どもたちの個性と可能性を伸ばし、学力の向上と豊かな人間性、社会性、自主性・自律性の育成を進めます。家庭・学校・地域それぞれが役割を分担しながら、一体となって子どもたちを守り育てる取組を行います。

人権・男女共同参画においては、市民一人ひとりの人権が尊重され、共存できる社会の実現を目指した教育・啓発活動を行います。

日本遺産に認定された史跡足利学校や国宝に指定された鏝阿寺本堂をはじめとする数多くの有形・無形の文化財は、豊かな自然と相まって、市民の宝であり「こころのふるさと」でもあります。これら貴重な文化遺産を活かした、文化のまち足利にふさわしい芸術・文化活動を推進します。

< 分野別計画関係節 >

第 1 章 教育・文化

第 1 節 生涯学習

第 2 節 義務教育

第 3 節 青少年健全育成

第 4 節 スポーツ・レクリエーション

第 5 節 芸術・文化

第 6 節 文化財

第 7 節 国内・国際交流

第 8 節 人権尊重

第 9 節 男女共同参画

【 健康・福祉 】

<施策の方向性>

助け合いという善意の精神によって、個人、地域、行政が一体となり、市民一人ひとりが、健康で安心して暮らせるまちをつくります。

○保健・福祉は、市民一人ひとりの健康と幸せをサポートする総合的なシステムです。

将来の足利を担う子どもたちが、健やかに成長することができるよう、質の高い教育・保育の提供や、地域における子ども・子育て支援の充実など、結婚から妊娠、出産、子育てに至るまで、切れ目のない総合的な子育て環境づくりを進めます。

<分野別計画関係節>

第3章 健康・福祉

第1節 子ども・子育て支援

第2節 障がい者福祉（障がい児への支援など）

【 都市基盤 】

<施策の方向性>

足利の歴史や地理的特性を活かした都市の基盤を整備していくことで、魅力ある個性豊かな住みよいまちをつくります。

○都市基盤の整備は、魅力ある住みよいまちの基礎づくりです。

市民生活や産業活動の基盤となる道路網については、整備・保全を計画的に行います。また、超高齢社会や環境問題に配慮しながら、市民の利便性の向上を図るため、鉄道や生活路線バスなど公共交通の活用を促進します。さらに、災害に強い、人にやさしい、安全安心なまちづくりを進めます。

<分野別計画関係節>

第4章 都市基盤

第4節 道路・交通網（通学路の整備など）